

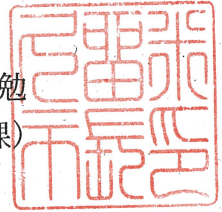
写

諮 問 書

3 健保第 6 0 1 4 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 田中 功一 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)



令和 4 年度久留米市国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問いたします。

記

・ 諮問事項

- 1 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- 2 賦課限度額については、国の基準とする。

参 考

令和４年度税制改正大綱（令和３年１２月１０日閣議決定）において、賦課限度額が３万円（医療給付費分〔基礎賦課分〕２万円、後期高齢者支援金等分１万円）引き上げられたことに伴い、

【令和４年度】

- １ 医療給付費分（基礎賦課分）
「６３０,０００円」を「６５０,０００円」に改定
- ２ 後期高齢者支援金等分
「１９０,０００円」を「２００,０００円」に改定
- ３ 介護納付金分
現行どおり「１７０,０００円」とする

賦課限度額総額

現行 ９９万円 → 改定 １０２万円